利用者負担割合額（３割負担）の変更に伴う運営規程等の変更について

|  |  |
| --- | --- |
| **運営規程の変更について**  本年８月から一部の利用者の負担割合が３割に引き上げられました。  これに伴い、運営規程に「１割（２割）の支払いを受ける」旨の規程がある場合は、  運営規程を変更する必要があります。  なお、この件に関してのみの運営規程の変更であれば変更届の提出は不要です。  事業所において運営規程を適宜、最新の内容に変更しておいてください。  【変更例】  （指定「サービス名」の利用料等）  第○条　指定「サービス名」を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額  　　　　とし、そのサービスが法定代理受領サービスである時は、利用料のうち利用 | |
| 者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。 |

**重要事項説明書等について**

重要事項説明書の利用者負担額の記載について、利用者の負担割合に応じた額を記

載する等、各利用者の負担額が明確にわかるよう各事業所において適切な対応をして

ください。

　また、すでにサービスを受けている利用者についても、自己負担額に変更のある場

合は、事業者から利用者に説明していただけますようお願いします。

　なお、利用契約書の中に利用料金に関する内容が含まれている場合については、利用

料金の金額が変更されることにより契約内容にも変更が生じることになります。よって、

このような場合には、変更契約の手続きを取っていただくことが必要となります。この

ようなケースにつきましても、事業者において適切な対応を行っていただきますようお

願いします。